

# 石川県農業活性化協議会からのお知らせ！

農業者の  
皆様へ

## 石川県は30年産以降も引き続き、 需給調整に取り組めます！

- 主食用米の需要減少が今後も見込まれる中で、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要です。
- このため、県段階及び市町段階の農業活性化協議会※を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となって、30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、飼料用米、加工用米などの非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進めます。
- 生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来の枠組みを基本とした仕組みを構築します。

※農業活性化協議会：構成 生産者、行政、農業団体、消費者団体など  
役割 主食用米の需給調整、水田フル活用ビジョンの作成など



### 取り組みのポイント

#### ①主食用米の『生産量の目安』を提示

- 生産数量目標に替わる「生産量の目安」を設定し、県段階から市町段階、市町段階から農家段階に提示し、目安数量以内の生産となるよう調整します。
- 県協議会内に地域協議会の関係者等からなる「米政策部会」を設け、「生産量の目安」の設定等を検討します。

#### ②作物別生産方針等に基づいた、計画的な作付を促進

- 主食用米以外の主要作物については、県段階の需要見込みを踏まえ、市町段階において作物別の生産方針等を示すことにより、農業者の計画的な作付を促進します。
- 国による米の直接支払交付金（7,500円/10a）は廃止されますが、麦、大豆、園芸作物、飼料用米等の生産に対する助成金（水田活用の直接支払交付金）は継続されます。

#### ③きめ細かな情報提供による安心して生産できる環境 づくりを推進

- 県協議会、地域協議会が連携し、農業者の皆さんへの丁寧な情報提供により皆さんの疑問や不安の解消に努めます。



- 全国段階の米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取り組みを進めます。
- 平成29年秋頃には需要に応じた米等の生産に関する具体的な方針を取りまとめます。

石川県農業活性化協議会（石川県・JAグループ石川）

問合せ先：石川県農林水産部生産流通課（TEL:076-225-1621）又はJA石川県中央会（TEL:076-240-5230）